

## 平成 29 年度第 3 回岸和田市青少年問題協議会記録

会 議 名	第 3 回岸和田市青少年問題協議会		
日 時	平成 30 年 2 月 2 1 日 (火) 午後 3 時 00 分～5 時 00 分		
場 所	岸和田市立公民館 多目的ホール		
出席委員	萩原会長、雪本副会長、ノ野副会長、宮本委員、三宅委員、 藤原委員、松田委員、中塚委員、渡邊委員、澤委員、 楠本委員、山田委員、奥村委員  以上 13 名		
欠席委員	岩田委員、中原委員、岸田委員、宮口委員		4 名
事 務 局	子育て応援部：子育て支援課：永島課長 学校教育部：谷部長、人権教育課：長岡課長 生涯学習部：濱上部長、スポーツ振興課：津田課長 生涯学習課：西尾課長、東参事、森田指導主事、神下担当長、鈴木担当員		
傍聴人数	1 人		
次 第	<p>報 告</p> <p>(1) 2018 年 岸和田市成人式結果について</p> <p>案 件</p> <p>(1) 平成 30 年度 青少年対策基本方針 (案) 及び実施要領 (案) について</p> <p>その他</p> <p>(1) 中学生問題における取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生のスマートフォン使用の生活状況実態調査について</li> <li>・全国自治体スマートフォン対策について</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">刈谷市に代表される自治体での取り組み</p> <p>(2) 平成 30 年度 青少年施策資料の作成について</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所づくり (子ども食堂) について</li> <li>・適応指導教室「エスパル」について</li> </ul>		

### 【報 告】

(1) 2018 年岸和田市成人式結果について

(事務局) 2018 年岸和田市成人式の結果について説明。

(会長) ただいま事務局より説明いただきましたが何か質問ございませんか。特にないようでございます。事務局の報告以外に何か報告事項ございませんか。よろしいでしょうか。報告事項等ないようでございます。

## 【案件】

- (1) 平成 30 年度の青少年対策基本方針（案）及び実施要領（案）について  
（事務局）平成 30 年度の青少年対策基本方針（案）及び実施要領（案）について説明。  
（会長）事務局よりの説明がありましたが、何かご意見等ありませんか。私から「こども」の表記ですが、基本方針（案）の「子ども・若者育成支援推進法」の表記はひらがなであり、その次の「子供・若者育成支援推進大綱」は漢字で間違いがなかったのかの確認です。  
（事務局）資料のとおりで正しいです。  
（会長）基本方針の（1）から（5）は漢字で正しいのですね。  
（事務局）国の大綱では漢字であり正しいです。  
（会長）もう一点は要領（案）の表記の一部が他と異なっている。統一するように。  
（事務局）訂正いたします。  
（会長）他にご意見などありましたらお願いします。  
（委員）漠然とした質問なのですが、資料 3 の 4 つの重点目標があるが、取組みを行うや取組みを推進するとあるが、これはとても一人ではできないことであり、色々な団体に呼び掛けることや色々な団体が協力して行っていくことだと思うのですが、ここにある重点目標は各団体へ周知徹底していくのか、どのような団体に働きかけを行っていくのか。もう少し具体的にどうするのか教えてほしい。  
（事務局）青少年対策実施要領の内容は、各団体に周知いただくことになるかと思いますが、青少年問題協議会は、各団体の代表が選出されていますので、その中で方向性や意見等を周知していただければと考えております。  
（会長）他の意見等はございませんでしょうか。特に意見等ないようでしたら、平成 30 年度の青少年対策基本方針（案）及び実施要領（案）の一部を訂正しますが、原案を承認する事にご異議ございませんか。特にご異議ないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

## 【その他】

- (1) 中学生問題における取組について  
（事務局）中学生問題における取組みについて説明。  
※現在の調査結果について。  
※全国学力学習状況調査の質問紙の結果について。  
※スマートフォンの利用を制限している地域について。  
（会長）前回の協議会で議論いただきましたが、中学生の実態調査を行いスマートフォンが学力や生活状況に対しどのように関係しているのかと、全国の事例や対策を委員や各団体から提出をお願いする事になっていました。それで今回の資料となるわけです。これを受けて岸和田市青少年問題協議会では、対策や方向性をどのようにするかということになるのですが、まず資料の内容の質問と岸和田市の方向性のご意見の発言をお願いします。  
（委員）前回もスマートフォンのルール作りということで、刈谷市のお話をさせていただきました。対応をして数年が経過し、どのように発展していくのかというと生徒会活

動や学校のルール作りに発展していく。ルールを決めるという事は、大人が決めてもなかなか難しい。子どもたちが理解して努力しようとしなければいくら言っても無理である。刈谷市は、そこから入り生徒会がスマートフォンのルールを決めた。岸和田市でも生徒会サミットであったり、大阪府でも兵庫県立大学の教授が中心となり生徒会サミットを作っていたりしている。そのように発展していく事が非常に大事であろうと思っている。

(会長) 生徒自身がスマートフォンの事について気付いて考える。自主的な規制、自らが決めていく事が重要であると思います。そういった方向に岸和田も考えていけばどうかといった示唆をいただいた。他のご意見等いただけましたらお願いします。

(委員) このリーフレットは保護者向けとなっていますが、先の委員の話だと生徒もこれを見て考えないといけない。また、保護者に向けて配布しているが、はたして保護者が真剣に見てくれるのか。リーフレットの配布方法についてどのようにしていますか。

(事務局) 今年度のリーフレットの配布は、配布リーフレットである資料4-1を印刷し、懇談会の時に保護者に直接配布するように各学校に通知をしています。また、ウェブページにも掲載してご覧いただく機会としています。

(会長) 生徒には直接啓発等行っていないという事ですね。この資料はあくまで保護者へ配られているという事ですね。

(事務局) 各校では、指導の中でこの事には触れています。

(会長) 他に関連する事でも結構ですのご意見等ございませんか。今、お話のありましたお二方の意見は、生徒への啓発という事がポイントになると思われれます。保護者ではなく生徒に自ら考えてもらうという事が、重要ではないかとお話の中で出てきましたが、それに関する事でも結構ですし、またもう少し保護者にこのように伝えたら良いのではといった意見でも構いませんのでお願いします。

(委員) 先ほどの委員からの話の事で、岸和田では生徒会サミットなどの生徒会同士の話し合いはないのでしょうか。

(委員) 行っています。指導しながら各学校の生徒会の長が出て、行っています。

(委員) そこでの会議の資料等はあるのでしょうか。この資料は全国のものですよね。

(事務局) 全国の学力学習状況調査における岸和田市の中学生の結果です。

(委員) これは岸和田市の結果ですか。タイトルは全国となっているが。

(事務局) 岸和田市が取り組んだ全国の学力学習状況調査であり、ペーパーテストの部分ではなく、質問紙調査の部分でございます。ご指摘いただいた資料に出ているデータ部分は岸和田市の中学生の状況でございます。

(委員) わかりました。スマートフォンなどの使用の制限について子ども達がどのように考えているかの資料を出していただきたい。今、お聞きしたお話では、生徒会でスマートフォンについて話し合っているとの事であったので、子ども達自身はスマートフォンの使用に対してどのように考えているかであり、協議会での資料も必要ではないかと考える。この資料を見て保護者の方は理解できますか。

(事務局) 今、ご指摘のありました事で、資料4-1は、保護者に配布しているものでございます。資料4-2はこの協議会のために特別に集計したものでございますので、このようなグラフの形で保護者へ配布はしておりません。

(委員) 保護者へはどのように配布していますか。生徒に渡して保護者に配布したことになるのか。また、PTAの協力により配布しているのか。配布の方法にもよると思われますが。

(事務局) 資料4-1につきましては、先ほどの説明のとおり、懇談会の時に手渡しをするように各学校指示し配布しています。

(委員) 保護者はどのように捉えているのか。集計等はございますか。

(委員) これを見てどのように感じているかについては、現在のところ詳しい状況は把握しておりません。

(委員) このような状況であるとの資料を配布するのであれば、その後の保護者の捉え方や感想等を集計する必要はないのですか。保護者に配布した後のまとめは必要ではないのですか。

(委員) 今の話と少し違うかもしれませんが、中学校ではこのリーフレットを渡しますが、学校から懇談会の際に必ず説明も付けて配布するようになっていました。また、各学校の生徒会では、スマートフォンの利用を一日何時間以内にしましょうというような事は、なかなか難しい。使えるに越したことはないとなってしまうところがある。会長の発言のように、どこかで取り決めをした中で、各学校ではどのようにするか、利用に対し大枠があれば各校の生徒会は話を進めていきやすいように思います。子どもだけで規制をかける事は難しい。大枠があつて次に生徒会や子ども達が考えていく事はできると思います。少し違う話になりますが、任天堂のゲーム機のDSでは、新しいDSはフィルタリングがかかっており、小学生は新しいDSをいらないと言う。古い方にはフィルタリングがないので、ネットが自由に見る事が出来るのでいいらしい。こういった現状があり、やはりどこかで大枠を決めて自分たちで考えていく事が大事だと思います。

(委員) 上から決めつけるような事をせずに、中学生の生徒会と先生方が協議し、使用時間等を考え、その意見を聞くために全生徒に知らせるようにしてはどうか。そこで出した総意により、どのようにしていくと決めるのはどうか。

(委員) 全校の生徒が集まり生徒会は行っていますので、おそらく今言われたことは可能かと考えます。中学生にはそのような意見も出します。ただ、小学校がどのようになっていくかは不明です。また、大枠を岸和田市として考えていただくと、より子ども達に伝え易いと思います。

(会長) 委員のお話は、刈谷市ですと21時以降利用禁止、福岡県では22時から翌9時まで利用禁止といったように、努力義務ではあるがある程度の枠を定めている。例えば岸和田市では青少年問題協議会として宣言といった形を出すと、生徒の方も考えやすい。一定の基準などを青少年問題協議会として出していくと、学校側が動きやすいということですよ。そういう事でよろしいでしょうか。資料4-3では、事務局で調べた自治体関係のものですが、方向性が大きく分けて二つあるように思います。一つは所持禁止の努力義務で、石川県や鳥取県のように所持を禁止している。もう一つは使用に関する時間制限の努力義務で、21時もしくは22時以降の使用を制限している。この二つの方向性がある。岸和田市の保護者向けのリーフレットはその前の段階になるのかと思いますが、スマートフォン、ゲーム、携帯などはルールを決めて使いまし

ようということ保護者に呼び掛けている。先ほどからの話では、これでは生徒には話をしづらいことでしょうか。

(委員) 今までそのような事をしていないので、働きかけをしてもいいとは思いますが。

(会長) 第1段階として保護者にこのように呼び掛けていますので、生徒会のサミットなどで自分達でもどういうルールがいいのか考えてもらい、最初に行ってみることも一つの方法ではあると思います。宣言している地域では、条例であったり宣言であったりPTA協議会からの運動によるものであったりしているの、何らかの機関決定がなければ、やりにくいと思います。もちろんこの青少年問題協議会で議論を進めていってもいいのですが、そうなれば時間がかかなり必要になってくる。既に岸和田市の保護者向けリーフレットにより、ルールを決めて使いましょうと保護者には呼び掛けており、これを改めて生徒たちに提示し、自分たちではどのようなルールがいいと思うのかを一度考えていただく。こういったことを学校教育課等から働きかけていく事が第1段階だと考えます。その方向性で進める事はいかがでしょうか。議論はずっとしてきており、何らかのアクションは必要だと思います。資料4-1にあるようにルールを決めて使おうという事は既に呼び掛けられており、スマートフォンを長時間使っている子どもは、平均正答率が低いと結果が出ているということであり、何らかのマイナスの影響があることから、ルールを決めて使いましょうとまず子ども達にしっかり働きかけていただく。生徒会や生徒が集まり、ここから制限しようと自分たちで決められると、それを各学校に呼び掛けていく。生徒同士で話し合う事がとても大事なことだと思います。

(委員) 岸和田市も全国区になったので、他市町村のモデルとなるようなことを考えていただくといいと思います。

(委員) スマートフォンの問題は大変深刻であり、小学6年生でも夜遅くまで使っている事がある。その背景には、その子の保護者がスマートフォンにのめり込んでいることが多いようである。スマートフォンについてどのようにしていくかを根本的に深く考えていく必要があると思います。保護者が子どもを見ていかなければ、学校だけではどうしても無理がある。もう少し保護者と学校とが連携をとって、もっと深く入り込み対策をとっていただきたいと思います。

(会長) 今のご意見は、制限の時間等をはっきりさせた方がいいとの意見ですか。

(委員) 家での事は、学校ではどうにもできない。親がのめり込んでいる事も多いようである。

(会長) その辺りを他の委員の方も議論いただければと思います。保護者に青少年問題協議会がどこまで呼び掛ける事ができるのかは難しい問題があると思います。この協議会の構成されている皆様から、保護者や成人している方にも、このような事を考え直してみようと呼び掛ける事は出来ると思います。今、二つの意見が出ていて、まず生徒に考えさせる機会を与えるべきだとの意見と保護者を含めてスマートフォンの使い過ぎであるとして、使用時間の制限などはっきりとした形で何かを打ち出すべきであるとの意見がありました。

(委員) 別に優先順位を付ける必要はないと思います。同時に対応を考えてもいいと思います。この青少年問題協議会の年間3~4回の会議では、対応についての検討は難し

いので、保護者についてはP T A協議会で考えていただき、生徒については教育の現場におられる学校の先生方に考えていただく。だから、子どもと保護者と同時に考えていけばいいと思います。保護者だけ先考えて、そこから子どもの対応を考えていくとあまりにも時間がかかってしまう。

(会長) ということはこの協議会で時間制限などを青少年問題協議会としてはっきり打ち出すのではなく、P T Aというか保護者には保護者で考えていただき呼び掛けていく。時間制限の方はどうでしょうか。時間制限をはっきり打ち出した方が、話をしやすいという意見もいくつかいただいております。使用時間を制限し、夜は子どもには使わせないようにするといった方向性を打ち出した方がいいのかどうか。

(委員) 全ての親ではないが、やはり先程の委員の言われたようにある程度決めていただく方が子どもには言いやすいとはよく聞きます。それは各家庭の問題であるとの意見もありますが。例えば友達が 22 時を回ってラインをしてきたら反応する必要があるという事実もあるので、努力義務で構わないので、その事を各家庭において子どもに言いやすいのであれば、打ち出す事も方法の一つだと思います。

(会長) 今の委員の話で 22 時をラインとするとの発言があったが、例えば 22 時以降の使用は考えましようと、保護者や子ども達、生徒会に伝えて考えていってもらおうということですね。青少年問題協議会として意見がまとまれば、P T Aや学校教育課などで検討していただくことを、こちらから申し入れていく事になると思います。そのような形で進めさせていただいてよろしいですか。

(委員) 22 時がいいのかわかりませんが。私は 21 時でもいいと思いますが。

(会長) 21 時か 22 時かは少し置いていただいて。

(委員) 保護者に渡したとのことですが、先ほど意見が出たように中学生はある程度判断できるかと思いますが、小学生の場合は、保護者が使っておれば保護者と同じように小学生が使ってしまうことがあるので、同じように夜間の保護者によるスマートフォンの使用を制限、注意していただきたいと記載した注意文等の配布を考えていけばいいのではないかと。

(事務局) この資料については特に学力問題に焦点を当てておりますが、子どもたちの学校生活においては、この資料にありますように朝食やスマートフォン、勉強習慣などが学力テストの結果とも密接に関わっていると捉えておりますので、今のご意見も踏まえて、必要であれば情報としてどのように提供させていただくか検討させていただきます。

(委員) 保護者にもっとP Rしていけないといけない。余談になりますが、親子が公園に遊びに来た時、親は一生懸命スマートフォンを使っている。子どもが遊んでいる時に、菓子の袋を放ったりしている。我々はゴミを拾うように育てられたが、子どもが菓子の袋をそのままにしていることを、気にもかけずに帰る保護者もいる。そのような保護者が多いように思います。子どもへの注意より先に親に注意すべきである。もっと保護者の方にも気を付けていただきたいと、もっとP Rすべきではないですか。今は時代も変わり、自分だけが良ければいいと考える方が多いようである。岸和田市独自のスマートフォン対策を考えていけばいいのではないかと。他の自治体のモデルになるようなものを考えていけばいいと思います。

(委員) 今のお話のように、この青少年問題協議会から何かの方針を出していくのであれば、そのようにすれば良いと思う。どの辺りまで青少年問題協議会が踏み込んでいくのか、その辺りの議論の方が良いと思う。

(会長) この中学生問題は、青少年問題協議会ではずっと議論いただいておりますので、何らかのアクションを出すべきだとは思っています。最近ではスマートフォンの事を議論していますので、何らかの意見や提言を出していく。いずれにしても他市町村の条例なども努力義務であり、規制する力はこの協議会でも他のところでもなく、個人の権利ですので、これを制限する事はできないと思います。したがって他市町村のデータを示し、21時、22時から使用制限の宣言をしている市町村もあるので考えてくださいとしか言えないと思います。それをPTAや学校を通じ生徒会に投げかけ、自分達でその事について考えてくださいといったところまでは踏み込めることであると思います。それ以上の事、例えばスマートフォンを預かる事などは、この青少年問題協議会では言えないと考えます。例えば資料4-2について事務局から説明がありましたが、『4時間以上使用する』から、『0~0.5時間使用する』まではデータが右肩上がりとなっているが、『持っていない』となると必ずしも一致しない。このデータも個人的には怪しいと思います。これは専門にしている委員に意見をいただきましたが、このようなデータを見る際には印象的にはならず慎重に検証していく必要がある。本当に我々が思っているように相関しているのか慎重に考えないといけない。相関関係はわかるが、因果関係がまったくわからないので、例えば『スマートフォンと難しい事でも失敗を恐れずに挑戦』とのアンケート項目で考えると、スマートフォンがあるから挑戦しないのではなく難しいことに挑戦したくないからスマートフォンを使うと考えることもでき、逆の関係もいくらでも考えられる。ですのでどちらが先でどちらが後とはよくわからない。その辺りを含めると、データを全て鵜呑みにする事も危ない。データを扱われる委員など専門の方により一つずつ検証しなければいけない。その危険性も含めて、あまり言いすぎることは青少年問題協議会では望ましくないと考えます。いかがですか。逆にスマートフォンと学力が深く関係しているとは、あくまで青少年問題協議会での意見であって、子ども達の実態から考えるとそうではないのではないかとの意見もあると思います。例えばオリンピックを見ている時に、難しい用語や前回の優勝者を調べる際には我々でもスマートフォンを21時や22時でも普通に使用します。今やスマートフォンを全く使わないで過ごすという事は、持っている方にとっては難しい。ですので保護者にいきなり使用の制限と言ったところで、どうして使ってはいけないのかとの声が出てくる。ただ、資料4-1では、ルールを設けてくださいとは市教育委員会として、全保護者には伝えられている訳ですから、ルールを考えてくださいと言うことは問題なく大丈夫です。資料の4-3で、21時、22時以降の使用を努力義務で制限している事例は他市町村であります。これを提示し、21時、22時以降の使用制限を宣言している市町村がありますが、ルール作りをどう考えますかということをお話してPTAや生徒会に投げ、考えてくださいと依頼するぐらいにもっていけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

(委員) 学力の問題ももちろんなのですが、どうしてスマートフォンを努力義務で保護者に預けるのかということ、先日11歳の少女が家出をし、29歳の男のところへ逃げ込んで

だ。そしてそこには19歳の少女もいた。それはスマートフォンの出会い系サイトであった。また大人であったが座間市での事件もあった。そういった出会い系サイトがスマートフォンのアプリとして簡単に取得でき、小学生でも家出の道具としてそれを使ってしまう。保護者が責任を持って手渡しているのであれば、子どものそういうことの利用状況を確認することや、子どもがどういった状態にいるのかを保護者が確認する必要があるのではないかと思います。そういった危険に子どもたちを晒さないためには、努力義務でいいとは思いますが、使用制限等を打ち出すことが必要だと思います。

(委員) お聞きしたい事が2点あるのですが、現在の生徒会の構成はどのようになっていますか。私達の頃はクラス代表がなっていました。今も、学級代表なりクラブの主将なりが構成していますか。もう1点が、21時、22時スマートフォンの使用禁止との議論になっていますが、私達の頃は、辞書、参考書等を見て勉強していたが、今の子ども達はスマートフォンで調べたりしているので、辞書や参考書を購入したりする必要が出てくる事もあり、それはどうなのかと思います。この2点についてお答えいただきたい。

(委員) 1点目の生徒会の構成は生徒会役員で、大体どの学校もそうであると思いますが、各学校の会長、副会長、書記が生徒会サミットを構成し開催している。2点目の辞書の件は、辞書をとるか、有害サイトから子どもたちを守ることをとるかとなれば、やはり子どもたちを守る方をとるべきであると考えます。

(委員) 学級代表などは参加しないのですか。

(委員) 岸和田市の中では、おそらく生徒会の会長などが選出されていると思います。各学校によっては様々な選出をしていると思いますが、大体会長等が選出されていると思います。11校全てから選出されるので人数は各校4人選出となれば40人程度にはなります。

(委員) 各学校での各クラスの学級代表は生徒会には参加しますか。

(委員) はい。各学校では参加していると思います。

(会長) 議論が深まってきたように思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 方向としては青少年問題協議会として何らかの発信をしていくべきだと思います。21時か22時の時間はすぐに決めなくてもいいですが、SNSというものが問題となっていると思うのですが、違う面からスマートフォンを見れば、なくては生きてはいけない世の中になってきている。お金も電子化となっていく流れがあり、避けては通れない問題となるので、あくまでも被害にあう事が考えられるSNSなどに絞って行っていくべきであると思います。

(会長) その他の意見ございませんか。

(委員) 様々な意見を聞かせていただきましたが、子ども達に対する時間制限もいいのですが、スマートフォンの使い方について、保護者が子どもに渡している。そしてそれをどう使われているのか、良くないサイトに入り事件に巻き込まれてしまうといった危険性を、もっと保護者に理解していただき、責任を持って保護者が管理すべきであり管理が可能であるといった啓発をもっとしていくべきだと思います。要は使い方の問題であると思います。こういった便利なものは使い方を誤れば大変なことになって



しまう。このようなことは、過去にも様々なことがあった。便利なものがあって使い方を誤れば、とんでもないことに巻き込まれるということを保護者にもっと啓発し、子どもに危険なものを与えていることについて、保護者の意識を高めていくことも大事だと思います。

(会長) フィルタリングや危険なサイトについてかなり話題に出てきているのですが、この啓発チラシはどういった形で使われていますか。

(事務局) 今年卒業します小学6年生と中学3年生の全ての生徒に配布します。

(会長) 保護者への配布はどうですか。

(事務局) 保護者へ直接配布するといったことはしていません。

(会長) 今回の資料の裏側には、フィルタリングの利用や家庭でのルール作りについて記載されています。これは大阪府の資料であり、卒業するすべての子ども達に配布しているとのこと。ここには危険なトラブルの事例、ゲームサイトなどが書かれています。これを子ども達には一応読んでもらっている。先ほどからご意見をいただいている部分について、大阪府の取組ですが、卒業する全生徒には配られています。意見をまとめていきたいと思いますが、他の意見等ございませんか。今日も様々な意見をいただきましたが、一旦私と事務局で相談しまして青少年問題協議会として、一枚の注意等を発信するアピールペーパーを作ることを検討したいと思います。このような議論をしており、こういうところを問題と考えていますので、子ども達にとっても保護者にとってももう一度ルール作りを含めて考えていってほしいという呼びかけのアピールペーパーを作ってはどうか。そのアピールペーパーをまとめて次回の青少年問題協議会で決定するなり、具体的な議論をしていただくことにしたいと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。今日の議論を踏まえ一枚のアピールペーパーを作りたい、そして次回、具体的に議論いただき、青少年問題協議会としてPTA協議会なり参集いただいている各団体を含めて啓発していく。生徒会にも呼びかけが必要であれば、生徒会サミットにもそれを発表してもらおう。同様にPTA協議会の総会でも発表してもらって考えていただくようにすればどうかと思いますが、いかがでしょうか。ご異論ないようであればそういう形でまとめさせていただいてもよろしいでしょうか。では今までの議論を含めて、青少年問題協議会としてのアピールペーパーを作ってみます。それを次回、議論いただき、それをどのように広げていくのか次回以降に考えていきます。

(事務局) この青少年問題協議会の任期が6月末で終了いたしますので、それを目処にしながらかけていただきたい。それと青少年育成連絡会を行っており、青問協会長とともにアピールペーパーを作る事も一つあり、今言った団体を含めて検討する事も一つと考えております。

(会長) それでは本日の議論を、青少年育成連絡会にて議論いただき、その意見をいただいでから検討いたします。6月まで今の委員の任期がありますので、それまでに形に出来るように育成連絡会と連携をとりながら、現委員の任期の間にアピールできるようなものをまとめていきたいと思います。よろしいですか。ではその他(1)中学生問題の取組について、議論いただきましてありがとうございます。以上とさせていただきます。

(2) 平成 30 年度 青少年施策資料の作成について

(事務局) 平成 30 年度 青少年施策資料の作成について説明

(会長) 事務局よりの説明がありましたが、何かご意見等ありませんか。よろしいでしょうか。これにつきましては以上とさせていただきます。

(3) その他

(会長) 前回ご意見いただいていた子どもの居場所づくり「子ども食堂」と適応指導教室「エスパル」についてでございます。事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 「子ども食堂」(子どもの居場所づくり)について説明

(事務局) 教育相談室及び適応指導教室「エスパル」について説明

(会長) 資料 7、資料 8 について説明いただきました。これについてご質問ございますか。

(委員) 適応指導教室「エスパル」について、以前は福祉総合センターのところにあって、今は天神山にございますが、子どもや保護者から場所変更に伴う変化はいかがですか。

(事務局) こちらで捉えている状況は、大きく変化はしていないと捉えています。ただこれは統計上のことであり、個々の子どもや保護者にとっては様々な感想があると考えていますが、遠くなった事で、必ずしも「エスパル」や教育相談室への相談が大きく減少したとは捉えておりません。

(委員) 相談は電話で行えるので距離的な問題は大丈夫であると思う。「エスパル」に通っている子どもは 5 名から 7 名とのことであるが、実際、利便性を考えると多くの子どもに対処できるのではないかと考えます。福祉センターの辺りに設置する予定はございますか。あの辺りに変わると利便性がかなり良くなる。「エスパル」において相談ではなく、学校に赴いたりされる方は何名ほどいらっしゃいますか。

(事務局) 教育センターに勤務している者で、適応指導教室「エスパル」の対応は 2 名でございます。教育相談を受ける者も他におり、2 名だけではありません。場所については教育委員会として様々なところを勘案し、平成 28 年 12 月より今の場所で、教育センター、教育相談室そして適応指導教室を開設しております。委員から別の場所に設置してはどうかとの意見も受け止めさせていただきます。すぐにどのようにすると言える問題ではないので、青少年問題協議会の委員からの意見として受け止めさせていただきます。

(委員) 2 名対応で大丈夫ですか。今の生徒の人数では対応できるかもしれないですが、もう少し充実していただいてもいいのではないですか。心因性の不登校という具体的な息学は入っていませんか。

(事務局) そうです。今のご指摘のとおりでございます。2 名という人数よりも少し多い方がよいのではないかと意見も受け止めさせていただきます。今言われたこともすぐ計画がどうであるなどと申し上げる状況ではございませんので、ご意見として受け止めさせていただきます。

(委員) よく先生方が自転車で回っているのを目にしますので、大変だなと思います。

(委員) 「エスパル」の中身はよく判らないが、いわゆる引きこもりの子どもたちが、保護者と一緒に相談等行っていると思いますが、2 名という人数で対応しているとのこと

であり、足りているのかと思います。現状からみても相談件数に合っていないのではないのかと思います。もっと悩んでいる方が多くいると聞いています。保護司会の中でも、小さい時の引きこもりが原因であるといった事を聞くこともある。引きこもりと不登校の問題で、現在の学校制度では来ない子どもは来なくていいというような学校の状況で、家でおればいいといった感覚があるとも聞いたことがある。本来、不登校の問題は引きこもりと同様に根深い問題であり、現状の2人であることの問題や場所の問題など、費用がかかることであるが、子ども達のベースとなることでもあり、かなり真剣に取り組む必要があると思います。今、自立支援など様々な法律ができ、生活保護の関係でも自立に向けた支援があるが、この分野がすごく遅れている気がする。場所の問題とか相談の先生方の人数の問題とか、また子ども達がどのような状態になっていっているのか、しっかり対応いただき、子ども達の大事な場所だと日頃から思っておりますので、よろしくお願いします。

(委員) 先ほどの委員にお聞きしたいのですが、各中学校は「エスパル」をよく利用していますか。

(委員) しています。

(委員) 相談はかなりあるとは思いますが、人数的にもっと受け入れてもらってもよいのではと思います。

(委員) 私が生徒指導の主任をしていた時、何人も「エスパル」にお世話になり、適応指導教室に行っていた子どもがいました。今日はその会議とこの青問協が重なっていましたが、こちらに来ました。「エスパル」に行っていた子どもが社会人になって、少し心因的なところもあったが、今は電車の掃除の仕事をしている。当時、その子が不登校になってしまった。その原因は万引きを強要されたことで、その時は全く言わなかった。ただ家から出る事が嫌であり、保護者からの話もあり、何とかしなければと協議し、「エスパル」に行けるようになった。友達や同じ学校の生徒と会うことが嫌で仕方なく、友達より遅く出て、友達より早く家に帰ってくるようにして誰にも会わないようにしていたのです。本当は学校復帰を目的としているが、自分がチャレンジ出来ることを見つけると良いと言われ、その子どもはすごくほっとして通えた。たくさん受け入れられるといいのですが、社会と上手く適用できない子ども、同様に言われてしまうのではないかと不安で仕方ない子ども、そういう子ども達が安心できる場所である。その子どもは、大阪市内で誰にも会わない高校に進学した。様々な生徒、怠学や不登校もあるが、心因的にしんどい子どもが安心できる場所であり、学校もすごく助かっていると思っています。不登校の子どもも何とかしないといけない子どもがいるのですが、心因性の不登校の子ども達がここに行けることがすごく助かっています。

(委員) そういった意味でも充実してほしいと思います。単なる学校に返すという目的ではなく、今のお話にあった子ども達もいるので、より受け入れられるようになってほしいと思います。お金も必要になるとは思いますが大事なことで、青少年問題協議会からも強くアピールするべきであると思います。

(会長) 今ご意見いただきましたように、積極的に考えていただけたらと思います。こういったことはなかなかニーズとしては上がってこないと思うのですが、言えないけれど本当はすごい問題を抱えており、こういうところが身近にあると救われる子ども達

がいるのは事実だと思います。ぜひ市教委としても積極的に数を増やすことや対応する人数を増やし充実させていただきたいと思います。このことは青少年問題協議会より申し送っておきます。

(委員) 子ども食堂のことですが、ある中学校区では、資料の後ろに記載の2カ所が始まったが、1箇所は11月から始まり、大人も含め50人ほど毎週土曜日に行っている。もう1箇所は12月から始まり、月1回ですが80人ほど行っている。中学生もたくさん行かせていただいております、子どもの居場所としてはすごく助かっています。赤い羽根共同募金だけで、多くの子どもの居場所が出来てきて、運営していく事が難しくなっている。子ども達の学力を上げていくためには、このようなところも必要であるとすごく感じている。子どもが安心できる場所に居り、そこで勉強も出来るといいので、学校は学校でしなければいけないこともあります。学力のことも地域で考えていただければと思います。そこでは運営資金はすごく必要だとも思うので、それも子ども達の居場所づくりとして考えていただければと思います。

(会長) これも充実させていただきたいとのことですが、子ども食堂の支援については、子どもの居場所づくりプロジェクトだけでしょうか。

(事務局) 現在は子どもの居場所であり、子ども食堂だけではございません。あくまでも、学校が終わってからの時間を過ごす場所であり、附属的な意味で子ども食堂があるということをご理解頂きたいと思います。公民館で行っているところも地域の団体が主に携わっています。残りの記載の分は、居場所ですので、府営住宅や個人の自宅で行っているようです。大阪市内の子ども食堂に視察に行ったところでは、NPO法人が行っており、来ていた兄弟2人は1,000円を持ってきて、次の日の夕方まで居た。やはり居場所なのです。そこで、子ども食堂だけがクローズアップされていますが、あくまでも子どもの居場所であることが前提と考えています。子どもの居場所への補助については、私が把握しているものは、この資料の通り社会福祉協議会だけでございます。

(委員) 資料にあるカレー亭は、ロビンフット基金という基金を自分達で作って行っています。

(会長) 私も東大阪市ですが行ったことがあります。色々なケースがありますね。この活動も必要とされている活動です。今、居場所作りについて議論いただきましたが、もう一つは食事が満足に取れていない子ども達への本来の食堂ということも大きな流れではあります。そういうところはフードバンクなど色々な支援制度があると思います。また、フードバンクがいっぱいになり余裕がないといった話も聞きます。スーパーなどの売れ残りの賞味期限がある食品を安く分けてもらうような支援システムも動いていると聞きます。食堂だけですとまだ他にもいくつかそういったものがあると思います。岸和田市が取り組んでいる居場所を作って、そこで食事を提供しているところもあります。先ほどの委員のお話のように今の子ども達には切実な問題なので、青少年問題協議会として引き続き充実させていただきたいと申し送っておきたいと思えます。その他にいかがでしょうか。ご意見ご質問ございませんでしょうか。なければ次に進めたいと思います。その他の(3)その他として前回協議いただきましたイレブンスリー暴走についての報告をお願いします。

(事務局) イレブンスリー暴走の対応について報告。

(会長) 対応いただいた岸和田警察署の方からご報告いただけますでしょうか。

(委員) イレブンスリー暴走については、大阪府警察本部の交通部、暴走族対策室や交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊などの応援もあり、また、同じく本部の生活安全部の少年課、生活安全特別捜査隊、生活環境課、生活経済課などの応援もあり、400名近い大規模な応援体制をとりまして、昨年はイレブンスリー暴走の対策をとりました。その結果、全く暴走族がきませんでした。補導するような少年もありませんでした。ただ、どうなのか珍しがって状態を見に自転車でくる子どもがいたが、我々の警告指導によって、すぐに帰宅するというような状況であった。岸和田警察署では署長委嘱の少年補導員がいますが、全員出ていただきまして、26号線をくまなく補導していただきました。その結果、全く補導はなかった。皆様のご協力を得て去年と一昨年と2年連続完全封圧ができました。イレブンスリー暴走について、本年も引き続き警察署では体制をとって封圧に努めていきたいと思っております。私も23年前、当時係長として岸和田署に勤務しましたが、毎週末イレブンスリー暴走のような状態でした。毎週末体制をとって、警戒していたこともあります。手を緩めると同じようなことが戻ってくることもございますので、岸和田警察署はこれからも、イレブンスリー暴走に適切に対応していきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

(会長) この問題につきまして何か意見等あればお願いします。意見がないようです。今年のイレブンスリー暴走に対して、委員からのお話では同じような対応をとっていただけたとのことでございます。皆様も啓発活動等引き続きご協力いただきますようお願いいたします。それではその他で何かご意見等ございませんでしょうか。

(委員) お聞きしたいのですが、ある中学校でサポートチームを作っていると聞いたのですが、具体的に機能していますか。

(事務局) 少なくとも、学校教育課の方では、色々とサポートしていただき機能していると認識しています。何かお聞きになっておられることなどございますか。

(委員) 状況を聞くと対教師暴力などがひどくなっているような状況をお聞きしたものですから。そこでのメンバーは警察の方、サポートセンターの方ですか。

(委員) 警察署から行っております。事件関係のものは連絡があれば対応し全て治まっています。検挙した子どももいます。サポートチーム自体機能している状況です。かなり落ち着いた状態となっています。色々なスポーツ活動を通じての立ち直り支援などを実施しています。当然サポートセンターにも入っていただいています。

(委員) わかりました。

(会長) 他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にご意見ないようですので、本日も熱心にご審議と貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。今後とも岸和田市の青少年健全育成のためにご協力頂きますようお願いいたします。それではこれをもちまして、第3回青少年問題協議会を閉会させていただきます。本日は長時間ありがとうございました。

閉会